

(2) 各教科等における主な指導内容と指導のポイント

①社会科及び公民科

社会科及び公民科では、社会生活における取り決めの重要性、日本国憲法の基本的原則、法の支配、権利と義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障など、個人と社会とのかかわりや社会の仕組みを学習することを通して、法やきまり、司法について理解することが求められています。

		「法」に関する教育にかかる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
小学校△社会科	第3・4学年	<p>(3 内容の取扱い)</p> <p>(5) 内容の(3)及び(4)にかかるわて、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理」にかかるわて、例えば、ごみの出し方や生活排水の処理、資源の再利用などに関する法やきまりを取り上げるなど、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上を図るために法やきまりを扱うようにする。 「事故の防止」にかかるわて、例えば、登下校のきまりや交通事故の防止などに関する法やきまりを取り上げるなど、地域の人々の安全な生活の維持と向上を図るために法やきまりを扱うようにする。
	第6学年	<p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようとする。</p> <p>(3 内容の取扱い)</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法に定められている国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本となる事柄を調べることによって、現在の我が国の民主政治は、日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深くかかわっていることを、日常生活における具体的な事柄と関連付けて考えができるようする。 「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連」については、「国会」が国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関として法律の制定や予算の議決、条約の承認などを行っていることを、「内閣」が国の行政権をもち、法律や予算に基づいて実際の政治を行っていることを、「裁判所」が司法権をもち、法律に基づいて裁判を行っていることを取り上げ、三権がそれぞれ大切な働きをしていることや、三権が相互に関連し合っていることについて理解できるようする。 「国民の司法参加」については、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心をもつようする。

中学校◇社会科	<p>〔公民的分野〕</p> <p>(1) 私たちと現代社会</p> <p>イ 現代社会をとらえる見方や考え方</p> <p>人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などを気付かせる。</p> <p>(2) 私たちと経済</p> <p>イ 国民の生活と政府の役割</p> <p>国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。(以下省略)</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(3)イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「物事の決定の仕方」や「きまり」などの社会生活に見られる事例を示し、その意義などを考えさせることを通して、見方や考え方の基礎を身に付けさせるようにする。 ・社会集団の一員として、所属する集団や所属員にかかる問題（トラブル）の解決について、どのような決定の仕方が望ましいのか、決定したことを「きまり」として守ることにどのような意味があるかを考えさせるようにする。 ・社会生活で人々がきまりをつくったり取り決めを行ったりしている活動を「契約」という概念でとらえ直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことに気付かせるようにする。 ・「対立」と「合意」、「効率」と「公正」という考え方について理解させるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させるようにする。 ・消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させるようにする。 ・国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせるようにする。
---------	---	---

	<p>(3) 私たちと政治</p> <p>ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。(以下省略)</p> <p>イ 民主政治と政治参加 地方自治の基本的な考え方について理解させる。(途中省略)多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(4) イ(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させるようする。 ・基本的人権の意味を中心と考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させるようする。 ・「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させるようする。 ・日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われるということについて考えさせるようする。 ・「自由・権利と責任・義務」については、自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にあることを理解させるようする。 ・多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提とされること、多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決でも決めてはならないことがあるについても理解させるようする。 ・法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させるようする。その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるようする。 ・「裁判員制度についても触れ」(内容の取扱い)ながら国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせるようする。
--	--	--

	<p>〔現代社会〕</p> <p>(1) 私たちの生きる社会</p> <p>現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。</p> <p>(2) 現代社会と人間としての在り方生き方</p> <p>現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。</p> <p>イ 現代の民主政治と政治参加の意義</p> <p>基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。</p> <p>ウ 個人の尊重と法の支配</p> <p>個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させる」については、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組を構成するものとして、「幸福、正義、公正」などがあることを理解させるようとする。 「幸福、正義、公正」が社会の在り方を考察する上で大切であることを理解させるようとする。 「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うようとする。 <p>・現代社会を、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係など多様な角度からとらえさせるとともに、「項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察されること」(内容の取扱い)を通して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察せるようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「民主政治における個人と国家について考察させ」については、まず民主政治と国家の在り方について、個人と国家の関係の観点から、社会契約説などに触れながら考察せるようする。 個人の在り方生き方と民主政治の在り方がどのように関連しているのかについて考察せるようする。 <ul style="list-style-type: none"> 「法の支配」については、法が、人々を公正に処遇し、相互の信頼を確保することを目指すものであることを理解させた上で、法の支配が、暴力等による恣意的支配を排除し、合理的な議論に基づく統治を目指すものであって、国家権力を含めてすべての者を等しく法に服されることにより、その自由と平等を確保しようとするものであることを理解せるようする。 「法や規範の意義及び役割」については、
--	--	--

	<p>(2) イ(エ) ウについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。</p> <p>エ 現代の経済社会と経済活動の在り方 現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(2) イ(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れる。」「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。</p>	<p>社会規範には、法や宗教、道徳などがあり、それぞれの役割を有していることや、法は刑罰などによって国民の行為を規制するだけではなく、国民の活動を積極的に促進し、紛争を解決するなど、日常生活に密接に関連していることについて認識を深められるようする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「司法制度の在り方」については、法の支配の実現のために司法制度や違憲審査制が果たすべき役割や、司法の独立など、公正な裁判を実現するための制度的な工夫について理解させ、国民の権利を保障するために法律家が身近なところで重要な役割を果たしていることに気付かせるようとする。また、これに関連して「裁判員制度についても扱」（内容の取扱い）、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられる。 「市場経済の機能と限界」については、「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れ」（内容の取扱い）、経済活動において取引相手同士が信頼関係を構築し、契約を履行することの重要性を考察させ、そうした取引を支える私法に関する基本的な考え方について理解させるようとする。 「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができますを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させるようとする。 消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけではなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意するようする。
--	---	--

	<p>[倫理]</p> <p>(3) 現代と倫理</p> <p>ア 現代に生きる人間の倫理</p> <p>人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。</p> <p>[政治・経済]</p> <p>(1) 現代の政治</p> <p>ア 民主政治の基本原理と日本国憲法</p> <p>日本国憲法における基本的人権の尊重、國民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観するとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(2) ア(ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。「民主政治の本質」については、世界の主な政治体制と関連させて扱うこと。また、「現代政治の特質」については、世論形成などについて具体的な事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民主社会の形成の基礎となった先哲の思想を手掛かりにして、民主社会の倫理的な見方や考え方を、個人と社会との関係、個人と国家や法との関係を主な視点として考えさせ、これを身に付けさせるようする。 ・自らが社会を形成する主体であること、民主社会の発展のために何をすればよいのかを考えさせるようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所を扱う際には、国民の権利を守り社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判の保障があること、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であることを理解させるようとする。 ・「裁判員制度を扱うこと」(内容の取扱い)を通して、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられる。 ・「法の意義と機能」については、法は社会生活における人間の行動を規律する社会規範の一つであり、国家による強制を伴う点で道徳や慣習など他の社会規範と異なること、個人あるいは集団の権利を擁護するとともに社会の秩序を維持する機能を有していること、民主社会においては、国民の代表者からなる議会が社会の統一的な意思決定として法を定めていることから、国民には法を遵守する義務があることなどを理解させるようとする。また、法には国家と国民の間を規律する公法や、私人間を規律する私法などがあることを理解させるようとする。 ・「基本的人権の保障と法の支配」については、まず、近代国家には、国民の基本的人権と国家の基本的な制度的枠組みを定めた最高法規として憲法があることを理解させ、法の支配や立憲主義の考え方が成立した近代政治の過程にも触れながら、憲法が定められ、国民の自由や権利が保障されていることの意義を理解させ
--	--	---

	<p>(2) 現代の経済</p> <p>ア 現代経済の仕組みと特質 経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(2)イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。（途中省略）「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。（以下省略）</p> <p>(3) 現代社会の諸課題</p> <p>ア 現代日本の政治や経済の諸課題 少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。</p>	<p>するようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の支配については、ただ単に法に基づいて政治を行うことではなく、人権の保障を目指す法の下に政治権力を従属させることによって、為政者の恣意的支配を排除し、国民主権を確立し人権保障を確保しようとする民主政治に不可欠な原理であり、個人の尊厳と法の下の平等を求めるものであることを理解させるようにする。 ・「権利と義務の関係」については、個人の尊厳と法の下の平等の原理に基づき、人はそれぞれ自己の権利を主張しその保障を要求し得ると同時に、他者の権利を尊重する義務を負うということ、すなわち、権利とは義務を伴うものであることを理解させるようにする。 <p>・「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけではなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。</p> <p>・「金融の仕組みと働き」については、クレジットやローンなど日常生活の中での金融の役割、貸し手及び借り手の自己責任の原則や契約の重要性について、大項目(1)アと関連させて具体的に理解させるようにする。その際、多重債務問題にも触れるようにする。</p> <p>・「雇用と労働を巡る問題」については、少子高齢化や産業構造の変化、規制緩和の進展などにより就業形態が多様化し労働市場が大きく変化していることなどを、日本の労使関係の特色、勤労の権利と義務、労働基本権の保障、労働条件の改善、労働組合の役割などに触れながら理解させるようにする。</p>
--	--	---

②生活科

生活科では、具体的な活動や経験を通して、きまりやルール、マナーを守ることなど生活上必要な習慣や技能を身に付けることが求められています。

		「法」に関する教育にかかわる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
小学校 ◇ 生活科	第一・二学年	(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようになるとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようとする。	<ul style="list-style-type: none"> 学校の公共性に目を向けるようにし、学校の施設はみんなのものであること、学校にはみんなで気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあることに気付くことができるようとする。
		(4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようとする。	<ul style="list-style-type: none"> 公共物や公共施設を利用する際には、みんなで気持ちよく利用するためのルールやマナーがあることに気付き、安全に気を付けて正しく利用できるようする。
		(6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付き、みんなで遊びを楽しむことができるようとする。	<ul style="list-style-type: none"> 遊びの約束やルールを変えていくなど、遊びを工夫し遊びを創り出す面白さに気付くことができるようする。 友達とのかかわり合いを通して、約束やルールが大切なことや、それを守って遊ぶことの楽しさに気付くことができるようする。

③体育科及び保健体育科

体育科及び保健体育科では、運動のきまりや規則、ルールなどを守ることを通して、公正な態度を育てることが求められています。

		「法」に関する教育にかかわる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
小学校 ◇ 体育科	第一・二学年	A 体つきり運動 (2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、(途中省略)する。	<ul style="list-style-type: none"> 運動の順番やきまりを守り、友達と仲よく運動をすることができるようする。
		B 器械・器具を使っての運動遊び (2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、(途中省略)する。	<ul style="list-style-type: none"> 運動の順番やきまりを守り、友達と仲よく運動をすることができるようする。
		C 走・跳の運動遊び (2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、(途中省略)する。	<ul style="list-style-type: none"> 運動の順番やきまりを守ったり、友達と仲良く練習や競走(争)をしたり、勝敗の結果を受け入れたりすることができるようする。

	<p>E ゲーム</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、(途中省略)する。</p> <p>(3) 簡単な規則を工夫したり、攻め方を決めたりすることができるようになる。</p> <p>F 表現リズム遊び</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、だれとでも仲よく踊ったり、(途中省略)する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の順番やきまりを守り、友達と仲よくゲームをすることができるようになる。 ・ボールゲームや鬼遊びの行い方を知り、楽しくゲームができる場や得点の方法などの規則を選ぶ能够在るようになる。 ・きまりを守り、だれとでも仲よく踊能够在るようになる。
第三・四年	<p>A 体つくり運動</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、(途中省略)する。</p> <p>B 器械運動</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、(途中省略)する。</p> <p>C 走・跳の運動</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、(途中省略)する。</p> <p>E ゲーム</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、規則を守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、(途中省略)する。</p> <p>(3) 規則を工夫したり、ゲームの型に応じた簡単な作戦を立てたりすることができるようになる。</p> <p>F 表現リズム遊び</p> <p>(2) 運動に進んで取り組み、だれとでも仲よく練習や発表をしたり、(途中省略)する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりを守り、友達と励まし合って運動をする能够なようになる。 ・きまりを守り、友達と励まし合って運動をする能够なようになる。 ・きまりを守り、友達と励まし合って練習や競走(争)をしたり、勝敗の結果を受け入れたりする能够なようになる。 ・規則を守り、友達と励まし合って練習やゲームをしたり、ゲームの勝敗の結果を受け入れたりする能够なようになる。 ・ゴール型ゲームやネット型ゲーム、ベースボール型ゲームの行い方を知り、楽しくゲームを行うことができるプレーヤーの数やコートのつくり、プレー上の制限、得点の仕方、ゲームや練習をするときの規則などを選ぶ能够在るようになる。 ・きまりを守り、友達と励まし合って練習や発表、交流をする能够なようになる。

第五・六年 学年	中学校 ◇保健体育科	A 体つくり運動 (2) 運動に進んで取り組み、助け合って運動をしたり、(途中省略) する。	・約束を守り、仲間と助け合って運動をすることができるようとする。
		B 器械運動 (2) 運動に進んで取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、(途中省略) する。	・約束を守り、仲間と助け合って技の練習をすることができるようとする。
		C 陸上運動 (2) 運動に進んで取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、(途中省略) する。	・約束を守り、友達と助け合って練習や競走(争) をすることができるようとする。
		E ボール運動 (2) 運動に進んで取り組み、ルールを守り助け合って運動をしたり、(途中省略) する。 (3) ルールを工夫したり、自分のチームの特徴に応じた作戦を立てたりすることができるようとする。	・ルールやマナーを守り、友達と助け合って練習やゲームをすることができるようとする。 ・ゴール型やネット型、ベースボール型の楽しいゲームの行い方を知り、プレーヤーの数、コートの広さ、プレー上の制限、得点の仕方などのルールを選ぶことができるようとする。
		F 表現リズム遊び (2) 運動に進んで取り組み、互いのよさを認め合い助け合って練習や発表をしたり、(途中省略) する。	・約束を守り、友達と助け合って練習や発表、交流をすることができるようとする。
		〔体育分野〕 C 陸上競技 (2) 陸上競技に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、(途中省略) ができるようとする。	・競争相手の健闘を認めることで、お互いを尊重する気持ちが強くなること、ルールやマナーを守ることで、陸上競技の独自の楽しさや安全性、公平性が確保されることを理解し、取り組めるようとする。
第一・二学年		D 水泳 (2) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、(途中省略) ができるようとする。	・競争相手の泳ぎを認めることで、お互いを尊重する気持ちが強くなること、また、ルールやマナーを守ることで水泳独自の楽しさや安全性、公平性が確保されることを理解し、取り組めるようとする。
		E 球技 (2) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、(途中省略) ができるようとする。	・ルールやマナーを守ることで球技独自の楽しさや安全性、公平性が確保されること、また、相手や仲間の素晴らしいプレイやフェアなプレイを認めることで、お互いを尊

	<p>H 体育理論 (2) イ 運動やスポーツは、ルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できること。</p>	<p>重する気持ちが強くなることなどを理解し、取り組めるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ルールやマナーに関して合意形成をするためには、仲間の技能・体力の程度、施設等の状況に応じて正規のルールを緩和したり、プレイの際の配慮について互いの意見の違いを調整したりすることが必要になることを理解できるようにする。
第三学年	<p>〔体育分野〕 C 陸上競技 (2) 陸上競技に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとしてすること、(途中省略)ができるようにする。</p> <p>D 水泳 (2) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとしてること、(途中省略)ができるようにする。</p> <p>E 球技 (2) 球技に自主的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとしてること、(途中省略)ができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勝敗の結果から自己の課題を見付け、新たな課題追求につなげることが大切であること、ルールやマナーを大切にすることは、友情を深めたり連帯感を高めたりするなど、生涯にわたって運動を継続するための重要な要素となることを理解し、取り組めるようにする。 勝敗の結果から自己の課題を見付け、新たな課題追求につなげることが大切であること、ルールやマナーを大切にすることは、友情を深めたり連帯感を高めたりするなど、生涯にわたって運動を継続するための重要な要素となることを理解し、取り組めるようにする。 ルールやマナーを大切にすることは、友情を深めたり連帯感を高めたりするなど、生涯にわたって運動を継続するための重要な要素となることを理解し、取り組めるようになる。
高等学校 ◇ 保健体育科	<p>〔体育〕 C 陸上競技 (2) 陸上競技に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとしてること、(途中省略)ができるようにする。</p> <p>D 水泳 (2) 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入学年次には、勝敗の結果から自己の課題を見付け、新たな課題追求につなげることが大切であること、ルールやマナーを大切にすることは、友情を深めたり連帯感を高めたりするなど、生涯にわたって運動を継続するための重要な要素となることを、その後の年次以降には、ルールやマナーを大切にすることは、スポーツの価値を高める

	<p>一を大切にしようとしてること、(途中省略)ができるようにする。</p> <p>E 球技 (2) 球技に主体的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとしてること、(途中省略)ができるようにする。</p> <p>H 体育理論 (1) イ スポーツの技術や戦術、ルールは、用具の改良やメディアの発達に伴い変わり続けていること。</p>	<p>とともに、自己形成に役立つことを理解し、取り組めるようにする。 (※ C 陸上競技、D 水泳 共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学年次には、ルールやマナーを大切にすることは、友情を深めたり連帯感を高めたりするなど、生涯にわたって運動を継続するための重要な要素となることを、その後の年次以降には、ルールやマナーを大切にすることは、スポーツの価値を高めるとともに、自己形成に役立つことを理解し、取り組めるようにする。 スポーツの技術や戦術、ルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること、特に現代では、テレビやインターネットなどのメディアの発達などによっても影響を受けていることを理解できるようにする。
--	--	--

④音楽科及び芸術科（音楽I・II・III）

音楽科及び芸術科（音楽I・II・III）では、知的財産権や著作物等を尊重する態度を育てることが求められています。

	「法」に関する教育にかかる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
中学校 ◇ 音楽科	<p>(第3 指導計画の作成と内容の取扱い) 2 (7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れるようにする。
高等学校 ◇ 芸術科	<p>[音楽I・II・III] (3 内容の取扱い) (8) 音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それらを創作した著作者や実演家等がいることや、その人たちの作品であることを生徒が意識できるようにし、このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽や将来かかわっていく音楽についても、同様に意識できるようにする。

⑤美術科及び芸術科（美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

美術科及び芸術科（美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）では、知的財産権や肖像権、著作物等を尊重する態度を育てることが求められています。

	「法」に関する教育にかかわる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
中学校 ◇ 美術科	(第3 指導計画の作成と内容の取扱い) 2 (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。 肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。
高等学校 ◇ 芸術科	<p>[美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]</p> <p>(3 内容の取扱い)</p> <p>(6) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。</p> <p>[工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]</p> <p>(3 内容の取扱い)</p> <p>(5) 工芸に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。 肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> 工芸に関する知的財産権には、単に工芸作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがあることに気付かせるようにする。 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知

	<p>[書道 I・II・III]</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(6) 書に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。</p>	<p>的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。</p> <p>・創造的に表現された書の作品や、詩文や和歌や俳句などの作品には原則として著作権がある。生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることを理解させるようにする。</p>
--	---	---

⑥家庭科及び技術・家庭科

家庭科及び技術・家庭科では、消費者としての権利と責任について理解できるようにするとともに、著作権などに配慮する態度を育てることが求められています。

		「法」に関する教育にかかわる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
小学校 ◇ 家庭科	第五・六年	<p>D 身近な消費生活と環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。</p> <p>イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等に付けられた日付などの簡単な表示やマークなどを自分で確かめ、目的に合った品質のよい物を無駄なく購入することができるようする。 ・これまでの買物の体験で役立ったことなどを発表し、買物のメモを作るなど計画を立てることのよさに気付いたり、買物の記録やレシートなどの保存の意義に気付いたりする学習なども考えられる。
中学校 ◇ 技術・家庭科		<p>[技術分野]</p> <p>D 情報に関する技術</p> <p>(1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。</p> <p>ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(4) (1)のウについては、情報通信ネットワークにおける知的財産の保護の必要性についても扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権や、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と、発信者としての責任について知ることができるようにするとともに、情報社会において適正に活動する能力と態度を育成するようする。 ・情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されている事項に加えて、D(1)のアの情報のデジタル化や、D(1)のイの情報通信ネットワークの学習と関連させて、情報通信ネットワークにおいて知的財産を保護する必要性を知ることができるようする。

	<p>〔家庭分野〕</p> <p>D 身近な消費生活と環境</p> <p>(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分や家族の消費生活に关心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。</p> <p>イ 販売方法の特徴について知り、生活中に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の基本的な権利と責任については、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。例えば、中学生の消費行動とかかわらせて、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに責任を伴うことなどについても理解できるようにする。 ・購入時の支払いについては、二者間の契約を中心に取り上げ、即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴について理解できるようにする。
<p>高等学校 ◇ 家庭科</p>	<p>〔家庭基礎〕</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉</p> <p>ア 青年期の自立と家族・家庭</p> <p>生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するためには自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。</p> <p>(2) 生活の自立及び消費と環境</p> <p>エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画</p> <p>消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようになるとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようとする。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(2)イ 内容の(2)のエについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。</p> <p>〔家庭総合〕</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭</p> <p>イ 家族・家庭と社会</p> <p>家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解させ、家族・家庭の意義、家族・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律、家族が社会制度として存在することの意味などとも関連させて考えさせるようする。 ・家庭経済の現状、社会の変化に伴う消費構造の変化や消費行動の多様化などの現状や課題について認識させるとともに、様々な消費者問題について理解させるようする。また、消費者の権利や責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようする。 ・特に契約や消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようする。 ・家族・家庭と法律については、婚姻、夫婦、親子等に関する法律の基礎的知識を理解させるようする。

	<p>家庭と社会とのかかわりについて考えさせるとともに、家族の一員としての役割を果たし男女が協力して家庭を築き生活を営むことの重要性について認識させる。</p> <p>(3) 生活における経済の計画と消費</p> <p>イ 消費行動と意思決定</p> <p>消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。</p> <p>ウ 消費者の権利と責任</p> <p>消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。</p> <p>(3 内容の取扱い)</p> <p>(2) イ 内容の(3)の (途中省略) ウについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。</p> <p>〔生活デザイン〕</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉</p> <p>ア 青年期の自立と家族・家庭</p> <p>生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員とし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な財・サービスについての具体例を取り上げ、流通や販売方法が複雑化、多様化している現状を踏まえ、消費者としての意思決定の過程と留意すべき事項について理解させるようとする。 ・自立した消費者となるためには、財・サービスの選択に際し、生活情報を適切に収集し、選択して活用できる能力を身に付けることが重要であることを理解せるようとする。 ・経済社会の変化に伴う消費生活の変化と現状を踏まえ、消費者問題の発生の背景とその被害の防止や救済について具体的な事例を通して理解させるようとする。その上で、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定や消費行動によって意見を表明し、行動することが消費者の責任であり、権利行使することにつながることを認識せるようとする。 ・契約については、売買契約を中心に具体的な事例を通して理解させる。また、訪問販売や通信販売など販売方法の特性を理解させ、問題のある販売方法などについては、その対応方法について考えさせる。 ・被害救済のための基本的な法規のほか、表示偽装や製品事故などを取り上げ、安全で豊かな消費生活を送るための制度についても理解せるようとする。 ・「消費者基本法」を取り上げて、消費者の権利について理解させるとともに、消費者支援の諸制度についても関心をもたせるようとする。 ・職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関
--	--	--

	<p>ての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。</p> <p>(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立</p> <p>ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画</p> <p>消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようになるとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えなければならないようとする。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(2) イ 内容の(2)のアについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。</p>	<p>する法律、家族が社会制度として存在することの意味などとも関連させて考えさせるようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済社会の変化に伴う消費生活の変化と現状を踏まえ、消費者問題の発生の背景と被害の防止や救済について具体的な事例を通して理解させ、一人一人が主体的に消費者の権利を実現するための行動力が必要であることを理解させるようとする。 ・その際、契約、ローン、クレジットなどの消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようとする。 ・また、具体的な事例を通して消費者の意思決定の過程における資源の活用の重要性を踏まえて行動できるようになるとともに、生活上の不測の事態などのリスクの回避や分散など個人の資金管理の基本についても理解させ、生涯の生活設計を立てなければならないようとする。
--	---	---

⑦情報科

情報科では、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いについて適切な判断をすることに配慮する態度を育てることが求められています。

	「法」に関する教育にかかわる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
高等学校 ◇ 情報科	<p>[社会と情報]</p> <p>(3) 情報社会の課題と情報モラル</p> <p>ウ 情報社会における法と個人の責任</p> <p>多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(3) ウについては、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産や個人情報の保護と活用のバランスについて取り上げ、これらに配慮した法制度、これらを扱う上での個人の責任について理解させ、情報の収集や発信などの取扱いに当たって適切な判断ができるようとする。 ・著作権や産業財産権などについて具体的な事例を通して理解させるようとする。 ・著作権制度にかかわる法律については、生徒自身に調べさせる学習活動を取り入れるなどして、制定に至る歴史的経緯、権利を保護しつつ著作物を活用するという法の目的を理解させるようとする。

⑧道徳

道徳では、法やきまりの意義を理解するとともに、それらを遵守することの大切さについて自覚を高めることが求められています。

	「法」に関する教育にかかる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
第一・二学年	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	<ul style="list-style-type: none"> 身近な社会生活における出来事なども取り上げながら、約束やきまりをしっかりと守る態度を育てるようにする。 公共物や公共の場所に意識を向けて、みんなで使う物など、具体的な物や場所を大切にする心から公徳心が育まれるようにする。
小学校 ◇ 道徳 第三・四学年	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な約束や社会のきまりについて理解し、それらを守るように指導していく。 公共物や公共の場所とのかかわりにおいても、みんなで使う物を大切にすることにとどまらず、社会生活の中で守るべき道徳としての公徳を大切にする態度まで広げていくようにする。
第五・六学年	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> 法やきまりの意義を理解し、遵法の精神をもつところまで高めていく必要がある。 他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、義務を遂行せず、権利ばかりを主張していては社会は維持できないことについても考えを深め、義務を大切にし、自分に課された義務をしっかりと果たす態度を育てるようにする。
中学校 ◇ 道徳	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> 法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すようにする。 法やきまりについての意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を高めていこうとする意欲を育てるようにする。 社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序と規律のある社会が実現されるということを理解させるようにする。

⑨特別活動

特別活動では、ルールの意義を体験的・実践的に学ぶ中で、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決する態度を育てることが求められています。

	「法」に関する教育にかかる 主な指導内容	学習指導要領の解説に基づく 主な指導のポイント
小学校 ◇ 特別活動	(第3 指導計画の作成と内容の取扱い) 2(1) [学級活動]、[児童会活動] 及び [クラブ活動] の指導については、(途中省略)よりよい生活を築くために(途中省略)自分たちできまりをつくって守る活動、(途中省略)などを充実するよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童がつくるきまりは、よりよい学級や学校生活づくりを目指してつくられるものであり、児童の自発的、自動的な活動の範囲内の児童に任せすることが適当なきまりを扱うようにする。 ・自分たちがつくったきまりを守る活動に取り組ませる場合は、きまりを守ることの大切さや、様々な理由できまりを守れない状況が生まれる場合もあること、それを温かく認めることも時には必要であることも気付くようにしていく。
中学校 ◇ 特別活動	(第3 指導計画の作成と内容の取扱い) 2(1) [学級活動] 及び [生徒会活動] の指導については、(途中省略)よりよい生活を築くために(途中省略)自分たちできまりをつくって守る活動、(途中省略)などを充実するよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や学校でのよりよい生活のために生徒自らが自分たちの話合い活動により適切なきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自動的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の意思決定に主体的にかかり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒は集団の一員としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていくようとする。 ・具体的には、学校生活の規律を守るためのきまり、校内の美化を保持するためのきまりなどをつくって守る活動が考えられるが、これらの活動は、各種の委員会や学年などの限られた集団だけで取り組むのではなく、生徒会全体として生徒一人一人ができるることは何かを考えていくことが大切である。
高等学校 ◇ 特別活動	(第3 指導計画の作成と内容の取扱い) 2(1) [ホームルーム活動] 及び [生徒会活動] の指導については、(途中省略)よりよい生活を築くために(途中省略)自分たちできまりをつくって守る活動、(途中省略)などを充実するよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルームや学校でのよりよい生活のために生徒自らが自分たちの話合い活動によりきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自動的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の意思決定に主体的にかかり、その決定を尊

	<p>重するという活動を通して、生徒は集団の一員としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていくようとする。</p> <ul style="list-style-type: none">具体的には、学校生活の規律を守るためのきまり、校内の美化を保持するためのきまりなどをつくって守る活動が考えられるが、これらの活動は、各種の委員会や学年などの限られた集団だけで取り組むのではなく、生徒会全体として生徒一人一人ができることは何かを考えしていくことが大切である。
--	---